

○財務省告示第百六十三号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の業務の特例が必要となった旨を定める。

令和二年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となったことに対処するため、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の業務の特例として、令和三年六月三十日までの間、株式会社国際協力銀行は同法第十一条第三号に規定する業務の全部を行うことが必要となったことを定める。